## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１１６号**
栃木県足利市大前町243番地３　ＭＩＫＩハウス天神前Ｃ103
破産者　森田　悦朗
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第２０７号**
群馬県太田市新田瑞木町32番地13　つつじハイツＨＡ13号、前住所栃木県足利市大沼田町1192番地10
破産者　藤田　貴弘
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２２年（フ）第１１００号**
東京都足立区新田３丁目36番11―712号
破産者　村井　裕二
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５０３号**
さいたま市南区大字太田窪2142番地１　第２東華荘202号
破産者　増田ゆり子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５０４号**
さいたま市南区大字太田窪2142番地１　第２東華荘202号
破産者　増田　勝好
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１５５４号**
埼玉県川口市戸塚東１丁目12番５―406号　グランドアメニティ東川口
破産者　松井　裕子（旧姓藤森）
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７１１号**
埼玉県草加市瀬崎町1398番地３　パークサイド201号、旧住所さいたま市南区別所６丁目17番８号601
破産者　玉川　善也
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１７３２号**
埼玉県上尾市本町６丁目５番23号
破産者　金城　信子（旧姓堀井）
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１８１７号**
さいたま市大宮区上小町318番地　新藤マンション203
破産者　原口　裕二
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第４７９号**
茨城県小美玉市飯前611番地１　五月団地４号
破産者　片岡　美紀
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第４８０号**
茨城県水戸市渡里町2694番地の５　Ｃａｓａかざみどり103号
破産者　矢口　有紀（旧姓片岡）
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

**平成２２年（フ）第１６７８号**
愛知県名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘25棟502号、開始決定時の住所名古屋市守山区白山４丁目903番地
破産者　井村　正利
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１７１２号**
愛知県海部郡大治町大字北間島字柿木33番地　パークレーンコート302号
破産者　尾藤　　優
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２１７７号**
愛知県豊明市西川町善波５番地４　ファミール善波Ａ棟102号、開始決定時の住所愛知県豊明市前後町仙人塚1750番地292　ダイアパレス豊明仙人塚Ａ棟308号
破産者　本間　輝久
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第７６５号**
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5900番地325
破産者　三谷　友子
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第８８０号**
熊本市江津１丁目３番21号
破産者　尾村　久滿
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第１２９０号**
札幌市白石区平和通９丁目北15番５―201号
破産者　尾崎和佳子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６８８号**
岩手県花巻市野田５番地12
破産者　久保　康子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１３７２号**
仙台市青葉区上杉６丁目１番34号
破産者　平塚　史郎
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係